

新潟市歯科口腔保健推進条例

平成30年12月28日 新潟市条例第59号

市民が生涯にわたり全身の健康を保持して質の高い生活を送るため、歯・口腔の健康は、基礎的かつ重要な役割を果たしています。

国においては8020運動（80歳で20本以上自分の歯を保つための取組をいいます。）、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）の制定など、歯科口腔保健施策が全国的に推進され、新潟県においても全国に先駆けて平成20年に新潟県歯科保健推進条例（平成20年新潟県条例第32号）が制定されました。また、本市においては、平成5年3月に新潟市生涯歯科保健計画を策定し、定期的に見直しを図りながら、関係者の努力と協力の下で歯科口腔保健施策を推進してきました。

近年においては、口腔の健康状態の悪化と誤嚥性肺炎や、歯周病と糖尿病や心疾患など、歯科口腔疾患と全身疾患とがそれぞれ密接に関連していることが確認されており、歯・口腔の健康は、高齢社会が進む中でより一層重要となっています。また、貧困問題が深刻化する中で、所得格差による健康格差も指摘されており、歯・口腔の健康が、特に将来を担う子どもたちの心身に大きな影響を与える可能性があることも認識する必要があります。更に、歯科口腔保健に関する医療資源や施策の達成度等に、地域の特性や差があります。

そこで、医療、社会問題などについての知見、更に市内の各地域の特性及び差を踏まえた施策を展開することにより、誰もが収入や家庭環境の差に関わりなく、また、生活する市内地域がどこであっても、生涯にわたって切れ目なく、必要な歯科口腔保健施策及び歯科医療を受けることができる環境を整備し、市、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者が協働しながら、歯科口腔保健に関する取組を更に推進することを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市の歯・口腔の健康づくりに関する施策（以下「歯科口腔保健施策」といいます。）を総合的かつ計画的に推進するため、市の責務並びに市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯科口腔保健施策の基本となる事項を定め、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 歯科医療等関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務を行う者をいいます。
- (2) 保健医療等関係者 保健、医療、福祉、教育等の分野において、歯・口腔の健康づくりに係る業務を行う者をいいます。
- (3) 事業者 市内の事業所において従業員を雇用して事業を行う者をいいます。

(基本理念)

第3条 歯・口腔の健康は健全な食生活を営むための基礎であり、健康の保持及び増進並びに疾病の予防の上でも重要であることから、歯科口腔保健施策の推進については、保健、医療、福祉、教育その他の関連施策との有機的な連携を図りながら次に掲げる事項を基本理念として行われなければなりません。

- (1) 歯科口腔疾患の予防、早期発見及び早期治療に関し、市民の自発的な取組を促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯・口腔機能の状態に応じて、切れ目なく、適切かつ効果的に実施すること。
- (3) 所得格差や歯科口腔保健に関する地域の特性及び差に配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に掲げる基本理念（以下単に「基本理念」といいます。）にのっとり、歯科口腔保健施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、適宜、検証する責務を有します。

2 市は、歯科口腔保健施策の推進に当たっては、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力に努めるものとします。

3 市は、事業者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、歯科口腔保健施策を積極的に活用することなどにより、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとします。

（歯科医療等関係者の役割）

第6条 歯科医療等関係者は、基本理念にのっとり、保健医療等関係者との連携により、市民の歯・口腔の健康づくりを推進するとともに、歯科口腔保健施策に協力するよう努めるものとします。

（保健医療等関係者の役割）

第7条 保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、歯科医療等関係者との連携及び相互の連携により、市民の歯・口腔の健康づくりを推進するとともに、歯科口腔保健施策に協力するよう努めるものとします。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する従業員に対する歯科健診及び歯科保健指導の機会を確保し、歯・口腔の健康づくりを推進するとともに、歯科口腔保健施策に協力するよう努めるものとします。

（歯科口腔保健施策の基本事項）

第9条 歯科口腔保健施策の基本となる事項（以下「基本事項」といいます。）は、次に

掲げるとおりとします。

- (1) かかりつけ歯科医機能を活用しつつ、生涯にわたる歯科口腔疾患の予防及び口腔機能の維持向上のための施策を推進すること。
- (2) 家庭において乳児期からの良好な歯・口腔環境を確保するため、母子保健事業における必要な施策を推進すること。
- (3) 園児期及び学齢期において、保育園、幼稚園、認定こども園等、小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の関係者、歯科医療等関係者並びに保健医療等関係者との連携による歯・口腔の健康づくり教育並びに科学的根拠に基づく効果的な歯科口腔疾患の予防のための施策を推進すること。
- (4) 保護者による適切な歯・口腔の健康づくりが行われていない子どもに必要な施策を推進すること。
- (5) 成人期における歯科口腔疾患の予防、口腔に発症するがんの早期発見、高齢期における口腔機能の維持に必要な施策を推進すること。
- (6) 災害時における歯・口腔衛生の維持に必要な施策を推進すること。
- (7) 歯・口腔の健康づくりに関する教育及び食育を推進すること。
- (8) 地域における歯科口腔保健に関する特性及び差に対応した施策を推進すること。
- (9) 歯科口腔疾患に関連する糖尿病、循環器疾患その他の疾病及び喫煙による歯科口腔疾患への影響に対する施策を推進すること。
- (10) 障がい者、介護を必要とする者等の定期的な歯科健診や歯科医療を受けることが困難な者を対象とした施策を推進すること。
- (11) 地域包括ケアにおける歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者の緊密な連携を推進すること。
- (12) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の資質の向上に必要な施策を推進すること。
- (13) 歯科口腔保健施策に関する情報の収集、調査及び研究を推進すること。

(14) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健施策の推進に関すること。

(生涯歯科保健計画)

第10条 市長は、歯科口腔保健施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民の歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「生涯歯科保健計画」といいます。）を定めるものとします。

2 生涯歯科保健計画は、基本理念及び基本事項に基づき、次に掲げる事項について策定し、公表するものとします。

(1) 歯・口腔の健康づくりに関する基本方針

(2) 歯・口腔の健康づくりに関する基本目標

(3) 歯科口腔保健施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 生涯歯科保健計画は、市が策定する他の計画と調和が保たれたものでなければなりません。

4 市長は、生涯歯科保健計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ市民及び関係者の意見を広く聞くものとします。

(財政上の措置)

第11条 市は、歯科口腔保健施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。